

青森県報

第三千九百七十五号

平成二十七年

三月二十七日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

告 示

救急病院の設置…………… (医療業務課) …… 二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 二

都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 三

会計管理者の事務の一部委任の一部改正…………… (財務指導課) …… 三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) …… 三

換地処分…………… (農村整備課) …… 五

出 先 機 関

青森県営農大学の短期研修…………… (営農大学校) …… 五

選 挙 管 理 委 員 会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 六

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 七

政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 七

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表…………… (同) …… 八

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 八

正 誤

平成二十七年二月十二日定例目次中…………… (総務学事課) …… 八

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「総務部人事課一課分任出納員」を削る。

第三十九条第三項第十二号中「総務部人事課が管理する研修施設及び」を削る。

第八十一条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十九条中、「児童手当又は子ども手当」を「又は児童手当」に改める。

第九十一条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百三十九条中、「子ども手当」を削る。

別記第一の第一条第一項を次のように改める。

競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第三十二条第一項各号に掲げる者

別記第一の第一条第二項第一号中「若しくは製造を粗雑にし」を「製造その他の役務を粗雑に行い」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の号を加える。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

別記第二の第四十四条の二第一号中「第49条第1項」を「第49条」に、「この項及び次項」を「この号及び次号」に改め、同条第二号中「第55条第1項」を「第62条第1項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「専決について、専断禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴え」を「并発措置命令又は納付命令について抗申訴」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

別表第一中「青森県立南部工業高等学校」を削る。

第六十四号様式の(1)の注の3及び(2)の注の1並びに第六十七号様式の注の1中、「児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
つがる西北五広域連合かなぎ病院	五所川原市金木町菅原一三の一	平成三十年三月三十一日

つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲一〇六	"
-----------------	----------------	---

青森県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
有限会社大洋堂薬局	八戸市吹上三丁目七の二三	平成二七・三・一

青森県告示第百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字鮫町字中道二〇の一三 株式会社 深川商会 漁業部 八戸市大字鮫町字石仏沢一九 株式会社 清和漁業	八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合の地区	内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して

主としてたけをとる漁業

青森県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、つがる都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十七年三月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
つがる市

二 都市計画事業の種類

つがる都市計画下水道事業（つがる市公共下水道）

三 事業施行期間

平成三年十二月六日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十二年四月三十日青森県告示第百二十九号）の事業地に、つがる市木造柴田白旗の全部の区域を加え、木造芦沼雲雀野、木造川除高砂、木造柴田笠ノ前、片岡、金森、黒滝、茂野、篠塚、玉作、南内海、弥生田、木造中館田浦、西田、初栄、東田、久方、細川、湯浅、吉見、木造濁川、浅井、音羽山、白玉、木造蓮川稲妻、清川、駒返、宝船、玉川、浜松、早実、平塚、木造浦船、木造桜木、木造森野の一部の区域を加え、木造大畑春沼の一部区域の事業地を廃止する。

青森県告示第百二十三号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部

を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

分任出納員の項の中

出納局会計管理課長の職にある出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、総務部人事課が管理する研修施設において実施される研修に係る食費の収納事務及びこれに附帯する事務

総務部人事課
の分任出納員

を削る。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

牛込平商業施設

上北郡おいらせ町牛込平七二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 青森県民生活協同組合

青森市浜館三丁目七の七

代表理事 平野了三

- 3 株式会社丸大サクラ茸薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
 - 2 青森県民生活協同組合
青森市浜館三丁目七の七
代表理事 平野了三
 - 3 株式会社丸大サクラ茸薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
 - 4 株式会社ラグノオササキ
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保
 - 5 株式会社セリア
岐阜県大垣市外渕二丁目三八
代表取締役 河合映治
 - 6 未定
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十一月十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五、九三一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
三四一台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
一七一台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
二二八・一二平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 七二・〇九立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 株式会社菅文
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時
 - (二) 青森県民生活協同組合
開店時刻 午前九時(ただし、年間十日は午前七時) 閉店時刻 午後十時
 - (三) 株式会社丸大サクラ茸薬局
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
 - (四) 株式会社ラグノオササキ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
 - (五) 株式会社セリア
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
 - (六) 未定
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 荷さばき施設
午前六時から午後九時まで
 - (二) 荷さばき施設
二十四時間
- 八 届出年月日
平成二十七年三月十六日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場
 - 2 期間
平成二十七年三月二十七日から同年七月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

10 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年七月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、大別内金浜地区の県営土地改良事業に係る大別内工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

青森県営農大大学校告示第一号

青森県営農大大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県営農大大学校長 野 呂 公

1 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十八年一月二十五日から同月二十九日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定制験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成二十七年八月三十一日から同年九月四日まで	三十五人	青森県営農大大学校生	農業機械士技能検定制験受験資格取得
農業機械整備研修	平成二十七年九月八日から同月十八日まで	三十五人	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
農業安全研修	平成二十七年七月十三日から同月十七日まで	八人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許（けん引限定）の受験
農業安全研修	平成二十七年七月二十七日から同月三十一日まで	十二人	農業者及び農業関係者	けん引免許（けん引限定）の受験
農業安全研修	平成二十七年八月十七日から同月二十一日まで	八人	農業者及び農業関係者	けん引免許（けん引限定）の受験
農業安全研修	平成二十七年八月二十四日から同月二十八日まで	八人	農業者及び農業関係者	けん引免許（けん引限定）の受験

特別研修			
	平成二十七年九月七日から同月十一日まで	八人	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。
	平成二十七年十月二十六日から同月三十日まで	十二人	
	平成二十七年十一月五日から同月十一日まで	十二人	
若十名			

2 新規就農チャレンジ研修(チャレンジ就農実践教育)

施設野菜、施設花き	平成二十七年五月から平成二十八年二月まで(土日、祝祭日を除く)	受講者の定員 五人	受講対象者	摘要
短期間で自営農業者を目指すUターン・イターン就農希望者、他産業からの新規参入希望者、農業生産組織や法人への就業希望者又は就農希望の定年退職者等、研修終了後は確実に県内に就農が見込まれる者				

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 テキスト代、農作業実習経費
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
- 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費(十一月から二月までの間)、諸経費

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

民主党青森県青森市支部	代表者 渋谷 哲一	会計責任者 道川 晋司	主たる事務所の所在地 青森市岡造道三丁目四の三三	届出年月日 平成二七・二・二六
-------------	-----------	-------------	--------------------------	-----------------

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
今大介後援会	高橋 勝美	熊澤 公一	黒石市大字袋字富田二〇の一	二七・二・二四
藤森とも子後援会	山本 信悦	新保 英治	むつ市緑ヶ丘二二の六	二七・二・二五
えがお社会	大久保 利夫	佐藤 うた	下北郡風間浦村大字易国間字易国間七七の一	二七・二・二六
荒谷のりあき後援会	上山 清治	角地山 正彦	三戸郡階上町大字道仏字荒谷八	二七・二・二六
横浜町の活性化を考える会	秋田 誠二	澤谷 和弘	上北郡横浜町大字畑一六の一三	二七・二・二〇
北谷正則後援会	中野 撃司	北谷 春子	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一七六の二	平成二七・二・二三

秋田誠二後援会	秋田 聖	沢谷 芳喜	上北郡横浜町字大畑一六の一三	二七・二〇
澤上まさる後援会	松林 勝智	夏堀 剛充	上北郡おいらせ町上久保六〇の六五	二七・二〇
山崎みよし後援会	山崎 豊	中田 龍之介	三戸郡田子町大字遠瀬字新田五の二	二七・二六
大下修後援会	石川 清人	大下 末太郎	三戸郡階上町大字道仏字外窪一六	二七・二七
明日の三沢を創る会	相場 博	相場 一宏	三沢市松園町三丁目七の一八	二七・二六
飯田浩一後援会	金田一 善唯	飯田 さつき	下北郡風間浦村大字易国間字古野六一の二三三	二七・二四
未来経済研究会	對馬 孝将	中川原 賢治	三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢九の一八	二七・二七

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
	主たる事務所所在地	平川市金屋中松元五二の三	平川市金屋上松元七八の一	
自由民主党尾上支部	代表者	葛西 文幸	小野 長道	平成 二七・二四

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
上道一三男後援会	代表者	松川 純悦	田中 武志	平成 二七・二三
工藤正廣後援会	主たる事務所所在地	十和田市大字三本木字下平九六の二	十和田市東十四番町四一の三	二七・二六
種市一正後援会	主たる事務所所在地	三沢市大字三沢字堀口一七の一六六	三沢市大字三沢字堀口一五の二	二七・二六
こむら一雄の会	代表者	溝江 吉眞	平野 良一	二七・二六
橋本隆春後援会	代表者	橋本 兼蔵	橋本 林八	二七・二七
つしま孝将後援会	代表者	根森 隆雄	三浦 雄大	二七・二六
山口たきじ後援会	主たる事務所所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原三八の五	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一三四の二	二七・二六
榎引ユキ子後援会	代表者	原田 信夫	野崎 佳子	二七・二〇
幸福実現党青森後援会	会計責任者	半澤 紀	石田 昭弘	二七・二〇
若宮佳一後援会	会計責任者	若宮 麻生	石田 信一郎	二七・二四
一戸ふみお後援会	代表者	徳差 敏男	佐藤 悦義	二七・二七

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
こつとつ会	平成六・三・三	平成七・二・二
片山英幸後援会	二七・二・一〇	二七・二・一〇
木村勝彦後援会	二六・二・三	二七・二・六
石川清人後援会	二七・二・一六	二七・二・一七
蝦武会	二七・二・一七	二七・二・一八
新しい青森市をつくる会	二七・二・一七	二七・二・一八

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代 表 者	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
對馬 孝将 (青森県議会議 員)	未来経済研究会	對馬 孝将	三戸郡五戸町大字 扇田字西ノ沢九の 一一八	平成 二七・二・一七

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
渋谷 哲一 (青森県議会議 員)	渋谷てつか ずサポート クラブ	主たる事務 所の所在地	青森市大字 新城字平岡 二五八の三 〇二	青森市大字 新城字平岡 二五二の一 〇〇	平成 二七・二・二

正 誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区 分	ペ ー ジ	段 行	誤	正
平成二七・二・三 第三九五六号	目 次	一	上 七	県有地	県有財産

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭